



東日本大震災からの復興に向けて

——農協系統全国機関の取組み——

代表取締役専務 岡山信夫

東日本大震災とそれに伴って発生した東京電力福島第一原子力発電所における事故（以下「原発事故」）は、農山漁村に甚大な被害をもたらした。

農協、漁協および森林組合は、東日本大震災からの復旧・復興を最重要課題として取り組んできた。もちろんその主体は各単位協同組合の協同活動であるが、今回のような未曾有の大災害においては単位組合の活動をバックアップする連合会の役割も重要であった。

本稿は、震災発生から1年が経過する機会を踏まえ、主として農協系統全国機関のこれまでの取組みを記録として整理するものである。

1 震災発生直後からのJAグループの緊急支援活動

まず最初に、震災発生直後の緊急対応として農協系統機関（JAグループ）が取り組んだ活動内容を紹介する。

(1) 緊急物資支援

津波により壊滅状態に陥った被災地では、その直後から食料・水の確保および医療機能の確保が緊急かつ最重要事項となっ

た。

食料生産を担う全国各地の農協（以下JA）は被災地にむけて食料の提供に乗り出した。全国農協中央会（以下「全中」）が把握しているだけでも、3月11日以降4月12日までの1か月間で精米350トン超（5キロ袋で7万袋相当）をはじめ、レトルトご飯、水、茶、ジュース、カップめん、りんご、じゃがいも、など数多くの食料品、さらには、下着、毛布、簡易トイレなど多様な生活物資が無償で送られた。全中では、各被災地の支援物資ニーズを把握し支援物資提供元へ仲介するチームを組織し、全国各地から寄せられる支援が被災現地に効率よく届くようその機能を発揮した。

なお、被災県内および近隣県のJAや連合会・県本部からは、炊き出しやおにぎりの提供などが続けられ、緊急時の食の確保に多大な貢献がなされた。

(2) 地域医療機能の確保

被災地では多くの傷病者が発生したうえ、医療機関の設備の損壊などで入院患者の転院や避難所への一時避難が余儀なくされたことから、医師・看護師が圧倒的に不足する状態となった。これに対応するため、全国から医師・看護師が派遣されたが、

農協系統の医療機関である各県の厚生連病院からも被災県への災害派遣医療チーム（8厚生連18病院）や医療救護班（15厚生連49病院）等の無償派遣が実施された。派遣人数は累計2,900人日を超え、派遣されたチームは、現地災害拠点病院の支援、避難所での救護活動、負傷者の手当等にあたった。

また、被災地近隣の厚生連病院では、被災地の病院の入院患者の受け入れを行い、地域医療機能の確保のために最大限の努力を続けている。

(3) 募金・義捐金

JAグループ役員、正准組合員、青年組織盟友、女性組織メンバーを対象に、3月14日から4月28日までを実施期間として「JAグループ復興支援募金」活動が全国で展開され、約15億円の浄財が集まった。これらは被災6県（岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉）のJAグループ災害対策本部へ贈呈され、被災者支援に使われている。

また、個人を対象とした募金活動とは別に、東日本大震災により事業用資産などの事業基盤に大きな被害を受けた地域の農業者やJA等の速やかな復興・再建を図るため、全国のJA・都道府県連合会および全国機関等が「JAグループ復興・再建義捐金」を分担して拠出することとした。拠出された義捐金は合計102億円となり、被災6県の災害対策本部に贈呈された。なお義捐金の内訳は各都道府県JA・連合会合計で16億円、全国機関その他で86億円（うち

全農21億円、全共連32億円、農林中金32億円）となっている。

(4) 復旧作業ボランティア

全国各地のJAや各都道府県中央会・連合会および全国機関の役職員からボランティアを募り、被災地のニーズに応じて派遣する「東日本大震災JAグループ支援隊」の取組みが4月中旬から始まり、10月まで続けられた。支援隊としての派遣者数は合計2,177人、延べ約1万人日超（1人平均5日）。各県別派遣者数で100人を超えた県・機関は、栃木、神奈川、静岡、愛知、福岡、宮崎の6県と全農である。

支援隊による主な復旧支援活動は、倒壊したハウスの復旧作業、水田やハウス等に流れ込んだ瓦礫や泥の撤去、水路の改修・瓦礫撤去・泥さらい、JA本支店等事務所に流れ込んだ瓦礫の撤去や清掃・書類の整理、米倉庫内で荷崩れ（「はい崩れ」）した保管米の積み直し作業、等であった。

(JAグループ支援隊活動コメント)

・・・全農支援隊・・・

全農が参加した支援隊の主な作業は海岸から800mの水田の埋没した水路の整備と水田に散乱している瓦礫の撤去などである。水田には家や車の残骸が残り、ところどころ海水の臭いが漂っていた。水路を掘ると、住宅建材、家具、電線、線路の枕木、洋服、ぬいぐるみなど、さまざまなものが海の砂やヘドロとともに出てきた。

作業は困難を極め思い通りには進まず、大自然の威力の前に人間の非力さを痛感することとなった。しかし、支援隊参加者の士気はすこぶる高く、参加者は「被災地の農家がいかにして再び作物を収穫する喜びを味わえるのか」を考えながら作業をおこなった。途中、ボランティア

センターから派遣されたアメリカ人ボランティア5名も加わるなどして、JAグループ支援隊と一緒に汗を流してくれた。

炎天下の慣れない肉体労働であり、被害の大きさからすればほんの微々たる貢献しかできなかったが、歴史的な現場に立てたこと、志を同じくするJAグループの仲間と交流できたことなど、かけがえのない経験をさせていただいた。

(東日本大震災アーカイブズから)

次に、農協系統全国機関のうち全中、全農、JA共済連、農林中金の取組みを機関別に紹介する。

2 全国農協中央会（全中）

(1) 東北地方太平洋沖地震による災害対策緊急中央本部

全中は、東日本大震災が発生した3月11日夕刻に全国連8機関（全中・全農・全共済・農林中金・日本農業新聞・家の光協会・全厚連・農協観光）を構成メンバーとした「東北地方太平洋沖地震による災害対策緊急中央本部」を立ち上げた。この緊急中央本部において、①農業・JAの被災状況の把握、②被災県対応、③物流対応、④政府要請、⑤人的支援対策が協議され、各機関が連携した対策に取り組むこととなった。

具体的には、各機関が連携して職員の安否確認や被害状況などの情報を収集・共有したほか、前述の緊急支援物資の提供や募金・義捐金活動、災害援助連絡調整駐在員の派遣などが企画され実施された。

(2) 東日本大震災復興・再建対策JAグループ中央本部による第1次要請

4月7日、被災県の実態・要望を十分に反映した復旧・復興対策を確立するとともに、JAグループの取組みを強化するために、緊急中央本部のメンバーに被災県中央会会長を加えた「東日本大震災復興・再建対策JAグループ中央本部」（以下中央本部）が新設され、緊急中央本部は廃止された。

中央本部の主な目的は、次の2点である。

- ① 被災した農業・農村およびJAの復興・再建に向けて、必要な法制度、予算、税制など対策の確保と政府・国会への働きかけ
- ② 原発事故に関係した補償や損害賠償請求の対応策の構築と実践および被災JAの経営・事業・組織健全化に向けた支援
そして、4月14日には、「東日本大震災の復旧・復興および原発事故対策に関する第1次要請」が決定された。

その内容であるが、まず要請の基本的考え方として、①希望・期待の持てる復興・再建に向けた基本方針の早期策定、②新しい活力ある地域づくりに向けた農業・農村およびJAの復興・再建等に対する抜本的な対策の構築、③原発事故災害の早期終息、あらゆる損害・風評被害に対する万全かつ早期の賠償・補償の実現、④農業者を含む被災者の生活・経営再建に対する早急かつ万全な復旧対策の措置、の4項目を示した。そのうえで、要請の柱を復興、原発事故、復旧（緊急）の諸対策とし、復興対策では、壊滅的な影響を受けた農林水産業

をはじめ地域全体を復興させるために、これまでの前例にとらわれず、かつ大胆な対策を実行するための基本方針を早急に示すように求めるとともに、再生可能・不可能な農地の線引きとその実行を担保するための法制度の整備等を要求した。原発事故対策では、損害を受けた農業関係者等に全ての損害に対する補償意思を早急に明確にすることを求めるとともに、避難した農業者や事業者に対する休業補償の迅速な実施と、出荷停止・作付制限等の補償や風評被害への補償を求めた。さらに復旧（緊急）対策では、被災地域の復興に向けた産業基盤の早急な整備を求めるとともに、被災者に対する国による債権・債務の整理、および農業者を含む被災事業者の事業用資産（農業機械・作業場等）の取得・改修支援、さらに被災に伴う収入減少・コスト増等に対応した万全な所得補償を要望した。要請内容はいずれも重要な課題の提起であったと評価されよう。

第1次要請については、緊急性の高いものを中心に、第1次補正予算、緊急税制措置などに一部反映された。5月2日に成立した約4兆円の第1次補正予算のうち農林水産関係は3,817億円で、農地などの復旧や金融支援などが組み込まれ、生産資材の購入支援や被災農業者による復旧作業への支援金など前例にない施策も措置された。

<第1次要請全文はhttp://www.zenchu-ja.or.jp/topics/20110414_01_yousei.pdf>

(3) 原発事故による被害への支援

原発事故は農業・農村に多大な損害を与

え続けている。警戒区域内は立ち入り禁止となり、農業者は避難を余儀なくされ（家畜は政府指示により殺処分）、一部農業者は他県で就農機会を得たものの、多くの農業者は営農再開のめどが立っていない。

また、原発事故に伴う放射性物質の放出により、食品安全の観点から東日本の多くの県で出荷制限・自粛を実施。汚染稲わら・牛肉の問題は全国的な広がりを見せ、一部県では全頭検査の実施に至った。

さらに、出荷制限・自粛対象外の農産物についても放射能汚染の危険性が懸念されたことにより、消費者等から敬遠され、一部農畜産物で大幅な価格下落や契約取消し等が発生、海外輸出についても輸入停止措置がとられるなど、大きな損害が出た。

全中は、11年3月末、農水省との協議を踏まえ、被害を受けた農業者による損害賠償請求をJA、全農、各県中央会で取りまとめ、中央本部として早急に東京電力に賠償請求と早期の仮払いを定めることを決め、請求に向けた作業に着手した。

さらに4月7日の全中理事会および4月14日の中央本部協議により「東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策の進め方」を決定、以下の内容を確認した。

- ① 被害生産者のJAグループへの委任
（東京電力への損害賠償の請求、審査会への申立等について、県単位で生産者の被害を取りまとめる。）
- ② 県中央会にJAと連合会で作る「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策県協議会」を設置。全国段階に

は政府等との折衝を行うとともに、県協議会を支援するため、中央本部のもとに「JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策全国協議会」を設置する。

- ③ 取り上げる被害の優先順位は当面、原発事故の直接被害を受けた出荷停止等の被害と出荷自粛もしくは今回の事故を理由とした取引拒否や価格低下の被害とする。
- ④ 被害農家・法人の営農・生活維持のため1か月単位で請求。あわせて損害賠償確定前に早急に仮払いを実施することを要請する。

4月14日には、中央本部として東京電力に対して強く抗議し、損害額の早期支払いを求めている。

これまでの各県からの損害賠償請求金額および受領金額は第1表のとおりである。

(4) 東日本大震災の復旧・復興および 原発事故対策に関する第2次要請

第1次要請に続き、中央本部は6月9日に第2次要請を行った。これは、いまだ多くの瓦礫や泥が多くの農地を覆っており、復興に向けた取り組みが極めて限定的である状況に加え、原発事故の収束の目途が立たないばかりか事態がさらに深刻化している状況を踏まえ、第1次要請を更に具体化・追加したものとして行ったものである。要請の柱は、復旧対策の迅速化、地域・農業作りに向けた復興ビジョンの策定・実践および原発事故対策であった。

復興ビジョンの策定・実践では、国によ

る被災農地の早期買い上げなど持続的発展が可能な農業づくりに向けた基盤整備、また営農本格再開までの被災農業者に対する雇用対策と所得補償や被災者の二重債務問題の解消等を求めた。さらに農業復興のため、国からの交付金等による県単位の復興基金を創設することを提起した。

原発事故対策では、政府・東電の緩慢な対応が被災者をさらなる不安・不満に陥れ混乱を拡大させているとして、被災者の不安・混乱を払しょくするため適切な検査の実施、早急の万全な賠償を求めた。そのうえで、出荷制限を指示された地域では、年一作、永年性等の品目特性に応じた解除ルールを設定して早期に出荷再開ができるよう求めるとともに、出荷制限指示や価格下落等による損害のすべての早期賠償等を求め、あわせて適切な放射性物質検査の実施を求めた。

<第2次要請全文はhttp://www.zenchu-ja.or.jp/topics/110620_01.pdf>

(5) 東日本大震災復旧・復興対策および 原発事故対策に関する第3次要請

さらに、中央本部は9月15日に第3次要請を行った。これは、被災地の状況や要望を踏まえてこれまでの要請の内容をさらに具体化・追加したものであり、政府の2011年度第3次補正予算への反映を目指したものであった。

その内容は、復旧・復興対策と原発事故対策を柱としてものである。復旧対策では、営農再開に向けて個人・団体の力と地域内協議による調整では復旧が困難または

第1表 損害賠償請求金額(1次～7次請求)と受領金額(12月2日まで)

〈請求金額〉 (単位 百万円)

| | 請求次 | 1次請求 | 2次請求 | 3次請求 | 4次請求 | 5次請求 | 6次請求 | 7次請求 | 計 |
|-----|-------|-------------------|-------------------|--|--|--|--|--|---------|
| | 請求月 | 4月末 | 5月末 | 6月末 | 7月末 | 8月8日、 22、31日 | 9月8日、 22、30日 | 10月31日、 11月15日、 27日、29日 | |
| | 請求内容 | ・出荷制限品目 ・その他品目 | ・出荷制限品目 ・その他品目 | ・出荷制限品目 ・その他品目 ・区域指定分 ・牧草利用自粛 | ・出荷制限品目 ・その他品目 ・区域指定分 ・牧草利用自粛 | ・出荷制限品目 ・その他品目 ・区域指定分 ・牧草利用自粛 | ・出荷制限品目 ・その他品目 ・区域指定分 ・牧草利用自粛 | ・出荷制限品目 ・その他品目 ・区域指定分 ・牧草利用自粛 | |
| 北海道 | | | | | | | | 3,155 | 3,155 |
| 岩手 | | | | | | | 29 | 2,184 | 2,214 |
| 山形 | | | | | | 109 | 441 | 988 | 1,538 |
| 宮城 | | | | | | 222 | 367 | 1,938 | 2,528 |
| 福島 | | | 478 | 2,559 | 6,527 | 8,072 | 9,909 | 15,799 | 43,345 |
| 茨城 | 1,846 | 6,619 | 7,609 | 5,692 | 2,870 | 1,633 | 3,498 | 29,767 | 29,767 |
| 栃木 | 1,106 | 1,344 | 1,297 | 1,255 | 306 | 295 | 2,016 | 7,619 | 7,619 |
| 群馬 | | 1,608 | 2,301 | 383 | 74 | 185 | 5,655 | 10,205 | 10,205 |
| 埼玉 | | | | | | 856 | 2 | 590 | 1,449 |
| 千葉 | | 298 | 1,554 | 1,495 | 704 | 204 | 324 | 4,578 | 4,578 |
| 神奈川 | | | 142 | 176 | 53 | 請求なし | 1,162 | 1,533 | 1,533 |
| 静岡 | | | | | | 95 | 11 | 1,666 | 1,771 |
| 岐阜 | | | | | | | | 1,035 | 1,035 |
| その他 | | | | | | 13 | 185 | 848 | 1,046 |
| 計 | | 2,952 | 10,346 | 15,463 | 15,528 | 13,375 | 13,263 | 40,857 | 111,783 |

〈受領金額〉 (単位 百万円)

| | 5月仮払 (5月31日) | 6月仮払 (6月24日) | 7月仮払 (7月25、26日) | 8月仮払 (8月1、12、15、 17、29日) | 9月仮払 (9月5、15、26、 29、30日) | 10月本補償 (10月14日、 31日) | 11月本補償 (11月16日) | 12月本補償 (12月2日) | 計 |
|-----|-------------------|-------------------|--------------------|---|---|----------------------------|--------------------|--------------------|--------|
| | ・生産者出荷制限品目請求額の1/2 | ・生産者出荷制限品目請求額の1/2 | ・生産者出荷制限品目請求額の1/2 | ・風評被害分(4月末まで) ・区域指定分 ・生産者出荷制限品目請求額 ・牧草利用自粛 ・生産者分請求額の1/2 | ・風評被害分(4月末まで) ・生産者出荷制限品目請求額 ・牧草利用自粛 | ・8月末請求分まで | ・8月末請求分まで | ・11月15日請求分まで(概算払い) | |
| 北海道 | | | | | | | | 2,839 | 2,839 |
| 岩手 | | | | | | | | 1,925 | 1,925 |
| 山形 | | | | | | | | 1,384 | 1,384 |
| 宮城 | | | | | 109 | | | 1,744 | 1,853 |
| 福島 | | 191 | 1,059 | 4,505 | 3,011 | 2,310 | | 28,818 | 39,895 |
| 茨城 | 193 | 1,012 | 644 | 3,366 | 1,386 | 18,033 | | 4,618 | 29,251 |
| 栃木 | 106 | 50 | 43 | 1,823 | 132 | | 93 | 3,580 | 5,827 |
| 群馬 | | 771 | 345 | 788 | 20 | | 2,394 | 106 | 4,424 |
| 埼玉 | | | | | 6 | | | 1,291 | 1,297 |
| 千葉 | | 118 | 14 | 291 | 92 | | | 3,604 | 4,120 |
| 神奈川 | | | 71 | 88 | 27 | | | 149 | 334 |
| 静岡 | | | | | 15 | | | 1,509 | 1,525 |
| 岐阜 | | | | | | | | 933 | 933 |
| その他 | | | | | | | | 909 | 909 |
| 計 | 299 | 2,142 | 2,176 | 10,861 | 4,798 | 20,343 | 2,487 | 53,410 | 96,516 |

資料 全国農業協同組合中央会調べ
(注) その他は青森、秋田、新潟、島根の合計。

相当時間がかかることから、国による抜本的な対策を措置するよう求め、具体的には3年以内の営農再開に向け、復旧事業と復

興計画策定の加速化や国・公的機関による農地の一時買い上げ等により早期に農地・施設等の総合的な整備等を行うことを求め

た。さらに、被災者の営農意欲と所得を確保するための雇用対策と中長期的な被災農業者の所得補償を求めた。また二重債務問題では、農業の実態を踏まえ、公的な機構による既往債務の買い上げと超長期の無利子による棚上げなど再生計画期間の長期化や被災農地の買い取り等を求めたほか、国等による公的な機構に対する損失補てんなど二重債務対策における国の対応強化を求めた。

さらに、原発事故対策では、汚染された稲わらを給餌した牛肉の一部から規制値を超える放射性物質が検出され、出荷停止や取引価格の暴落等により生産者・消費者に不安を与えていることから、汚染された牛肉の買い上げ等による市場隔離等での安全・安心な牛肉流通の確保を求めた。また、放射性物質検査に伴う米の円滑な流通対策の構築や秋口に向けて収穫される農産物および加工食品の放射性物質検査では、品目ごとの生産・製造特性に即した検査方法と基準値を設定し、早急に検査体制を整備するとともに、農業者・消費者への周知徹底を図ることを求めた。さらに農用地や花木の除染等による原発被害地域の万全な復興とともにすべての損害の東京電力及び国による迅速かつ万全な賠償を求めた。

なお、11月21日に成立した第3次補正予算は、東日本大震災関係の約11兆7千億円のうち農林水産関係は11,265億円で、農地・農業用施設の復旧等事業や農業経営の継続・債権に向けた様々な措置が講じられた。

(第3次要請の概要は参考資料として後添)

<第3次要請全文はhttp://www.zenchu-ja.or.jp/topics/110914_01.pdf>

3 全国農業協同組合連合会 (全農)

(1) 緊急対応

飼料供給においては、北日本くみあい飼料(株)の八戸・石巻両工場が大きな被害を受け、東北地区における飼料供給能力が大幅に不足することになった。震災直後は飼料供給が滞り畜産農家に不安が広がったが、この事態を早急に打開するため各地の系統飼料工場による緊急支援体制を立ち上げ、北海道・九州など他地域のくみあい飼料工場からの緊急振替輸送69千トンにより、東北地区への飼料供給が確保された。

また、東日本大震災で被災した沿岸部を中心に石油タンクが被害を受け、さらにローリー車が流失したことにより、燃料の供給不足が深刻化し、被災地においては、ガソリン・灯油等の燃料確保が緊急課題となった。全農は、新潟石油基地に他地区のローリー車を集め、被災地への緊急輸送を実施、とくに病院・避難所向け緊急車両等への燃料供給拠点とされたSSへの配送を最優先とした。また、一定期間、西日本から東日本へ燃料供給数量をシフトするなど、全国的な供給数量の調整も実施、さらには韓国農協中央会を通じた韓国からの灯油の緊急輸入(4千kl)を実現し、供給不足の緩和に貢献した。

(2) 被災地への支援活動

全農は、レトルト米飯・ペットボトル飲料をはじめとする食料品や毛布・マスク等の生活用品を支援物資として提供、その総額は34百万円に及んだ。なお、支援物資は、水産庁の用船で東北へ送られた。

また、被災地で製造不能となった精米工場の代替として近隣の全農県本部から精米製造出荷支援を行ったほか、被災地への炊き出しの実施、JA保有施設等で被災した構築物の被害査定に係る要員の派遣、JAの米倉庫等で「はい崩れ」した米穀の修復作業要員の派遣等、人的支援にも力を入れた。

さらに、役職員のほか、Aコープ店では全国Aコープ協同機構に加盟する全国16社1県本部527店舗などの事業拠点を活用した募金活動にも取り組んでいる。

(3) 災害対策積立金の活用

全農は大規模災害に対応するための災害対策積立金を積み立てており、東日本大震災からの復旧支援として、この災害対策積立金（約50億円）を活用し、被災農家および被災JAの復旧を支援することとした。このため、5月中旬までに被災JA全てからニーズをヒアリングし、それを基に「東日本大震災にかかる災害対策特別基本要領」を制定した。

具体的な支援内容は以下のとおりである。

① JA在庫品の損失対策

保管米、種子・種苗、肥料・農薬、農機などJA在庫の損失支援

② 農畜産物の生産維持対策

斃死した家畜の損失支援、廃棄生乳の損失支援、農家所有の肥料・農薬や段ボール資材等の在庫損失支援、菌床ブロックの種菌の損失支援など

③ 復旧資材の供給対策

JAのレンタル農機取得に係る支援、JAレンタル農機事業の料金支援など

④ 生産資材の残量対策

作付不能により返品となった種子や肥料・農薬等の在庫・保管費用支援など

⑤ 施設の損壊対策

被災したJA経済事業用施設の解体費用・改修費用等の支援、流失・損壊した農家所有のパイプハウス等の損失支援、農家所有の農機の損失および修理費用の支援、畜産農家の施設損失支援など

⑥ その他

被災した共計米麦・大豆の処分費用支援、JAの給油所備品・葬祭備品の損失支援、園芸用重油の流失対策支援など

なお、当総研が実施した被災現地JA聞き取り調査では、これらの対策が活用され、被災農業者の負担軽減に貢献しているとの声が多かった。

(4) その他の取組み

全農のその他の取組みとして特記される事項は以下の3点である。

① 農業生産基盤の復興支援

営農再開に向けて必要な灌水ポンプを確保するとともに、中古農機の斡旋やレンタル農機の取得を実施。また、畜産農家

に対しては、飼養管理手法の個別巡回指導を行った。

② 農畜産物の消費拡大

原発事故による価格下落に苦しむ農家を支援するため、全中と全農は4月7日から東京・大手町のJAビル農業農村ギャラリー「ミノール」で、東北・関東の野菜を販売する「野菜を食べて農家・農業を応援しよう」を定期的で開催し、被災地域農産物の消費拡大に取り組んでいるほか、首都圏等でのイベント開催に際しても東北・関東の農畜産物の消費拡大と被災地支援を呼びかけた。

③ 生活者に対する支援

また、被災地の生活の利便を少しでも回復するため、仮設店舗の設置や移動販売車を導入したほか、復興支援SSとしてコンパクトSSを2か所設置した。

4 全国共済農業協同組合連合会 (JA共済連)

JA共済連による共済金の支払いは被災地域組合員にとって大きな安心材料になった(被災地JA聞き取り調査による)。JA共済連の東日本大震災に伴う共済金の支払額は2012年2月10日現在で、8,600億円を超え、民間保険・共済の支払額のうち最大額となっている。(民間損害保険会社の東日本大震災による地震保険支払い合計は2012年2月1日現在で752,249件、12,081億円である：日本損害保険協会調べ)

(1) 迅速な損害調査・共済金の支払対応

迅速な損害調査実施のため、被災地のJA・県域職員(調査・査定員)の他に、連合会職員(県本部・全国本部)で延べ約2,500人を超える損害調査を実施。

2012年2月10日現在での共済金支払額は、建物更生共済で580,752件・8,297億円、生命総合共済で2,007件・314億円であり、巨額の共済金支払となっているが、JA共済連では従来より巨大災害に備え異常危険準備金を厚く積立てており、東日本大震災の共済金支払後においても十分な支払余力を有している。11年3月末の異常危険準備金合計の2兆4,686億円は、東日本大震災による共済金支払処理に必要な額を取り崩した後の残高であり、このうち建物更生共済にかかる残高のみで1兆4,291億円となっている(第2表)。国の地震保険制度における民間損害保険会社および(株)日本地震再保険の地震保険危険準備金残高合計9,135億円(11年3月末)および当該制度における政府責任準備金1兆3,427億円(11年3月

第2表 JA共済連 異常危険準備金の推移

(単位 億円)

| 種類 | 2007/3 | 08/3 | 09/3 | 10/3 | 11/3 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 生命総合共済 | 9,478 | 10,358 | 10,307 | 11,342 | 6,970 |
| その他生命共済 | 39 | 39 | 43 | 45 | 46 |
| 団体共済 | 30 | 34 | 38 | 42 | 46 |
| 建物更生共済 | 14,262 | 15,264 | 16,189 | 17,334 | 14,291 |
| 自動車共済 | 2,180 | 2,282 | 2,379 | 2,475 | 2,435 |
| その他損害共済 | 549 | 573 | 581 | 583 | 558 |
| 建物短期再済 | 286 | 298 | 308 | 326 | 338 |
| 合計 | 26,828 | 28,852 | 29,848 | 32,150 | 24,686 |

資料 JA共済連ディスクロージャー誌から作成

第3表 建物更生共済および損保地震保険の概要(平成23年3月現在)

| | 建物更生共済 | 損保地震保険 | | | | | | | | | | | | |
|----------|---|---|----------------------------|-----------|-------|----|----------------------------|-----------|----|----------------------------|------------|-----|---------------------------|-----------|
| 引受方法 | 自動付帯(主契約の中に組み込まれている) | 原則付帯(火災保険に原則として自動的に付帯されるが、意思表示により地震保険に加入しないことも可能) | | | | | | | | | | | | |
| 目的 | ①建物(住宅、店舗、事務所、作業場等) ②特定建築物 ③①内収容の家財、営業用什器備品、償却固定資産(トラクター等) | ①住宅、住宅併用建物のみ ②家財のみ | | | | | | | | | | | | |
| 共済(保険)期間 | 5年、10年(継続特約を付加することで保障する期間を20年、30年にすることが可能) | 1年～5年 | | | | | | | | | | | | |
| 引受金額 | 下記金額を限度に火災共済金額を引き受けるが、地震保障部分は火災共済金額の50%となる。 住宅物件 5億円 普通業種物件 3億円 作業種物件 3億円 | 火災保険の保険金額(限度なし)の30%～50%の範囲内で、地震保険金額を設定する。ただし、時価額で建物5,000万円、家財1,000万円が限度 | | | | | | | | | | | | |
| 支払額 | 損害割合が5%以上の場合、損害の額に比例して支払う。 支払共済金=損害の額×建物等評価額に対する火災共済金額の加入割合×50% (損害の額の50%が限度となる。) | 3区分(全損、半損、一部損)により支払う。 | | | | | | | | | | | | |
| | | <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>支払保険金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全損</td> <td>建物:損害が50%以上 家財:損害が80%以上</td> <td>地震保険金額の全額</td> </tr> <tr> <td>半損</td> <td>建物:損害が20%以上 家財:損害が30%以上</td> <td>地震保険金額の50%</td> </tr> <tr> <td>一部損</td> <td>建物:損害が3%以上 家財:損害が10%以上</td> <td>地震保険金額の5%</td> </tr> </tbody> </table> | 区分 | | 支払保険金 | 全損 | 建物:損害が50%以上 家財:損害が80%以上 | 地震保険金額の全額 | 半損 | 建物:損害が20%以上 家財:損害が30%以上 | 地震保険金額の50% | 一部損 | 建物:損害が3%以上 家財:損害が10%以上 | 地震保険金額の5% |
| | | 区分 | | 支払保険金 | | | | | | | | | | |
| | | 全損 | 建物:損害が50%以上 家財:損害が80%以上 | 地震保険金額の全額 | | | | | | | | | | |
| 半損 | 建物:損害が20%以上 家財:損害が30%以上 | 地震保険金額の50% | | | | | | | | | | | | |
| 一部損 | 建物:損害が3%以上 家財:損害が10%以上 | 地震保険金額の5% | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | |

資料 JA共済・損害保険会社各社のホームページを参考に作成

末)に比べ、水準に遜色はない。

また、他の民間損害保険会社による保険金支払が、国の地震保険制度((株)日本地震再保険への再保険、政府への再々保険により損害保険会社の責任限度額は限られたものになる)に基づくものであるのに対し、JA共済は国の制度とは別に独立して運営されている点で、その貢献を評価できよう。(参考:「わが国の地震保険制度」)

(2) 被災地への主な支援活動

JA共済連では、災害を受けた組合員、契約者等の救済を図るため、災害積立金を積み立てている。災害積立金を活用した災害救援活動には、①JA共済災害シートの配布(共済契約者の住宅が、自然災害等によ

り損壊した場合に、ビニールシートをJAを通じ無償で配布する)と、②JA共済仮設住宅の貸与(共済契約者の自宅が、自然災害等により居住できなくなった場合に、8か月間無償で仮設住宅を貸与する)などがあり、今回の対応として、災害シートについては、93,640枚を共済契約者に配布し、仮設住宅については、各県の仮設住宅提供実施の有無等により対応の可否が分かれるため、情報収集のうえ個別に対応することとしている。

この他にも、③災害応急資金に対する利子補給、④組合の事務所等の復旧費用の補填等、各地域の被害状況に応じた災害救援活動を実施している。

〈参考：「わが国の地震保険制度」〉

わが国は世界的にも地震が多発する「地震国」であるが、その頻度・損害の規模等にバラツキがあり数年程度の短期間では発生確率を安定的に見込めないほか、大地震の場合には甚大な被害をもたらすことから、通常では保険としては成立しにくいものと考えられていた。そのため、長年にわたり地震保険制度について研究されてきたが実現には至らなかった。

しかし、1964年6月の新潟地震を契機に、その実現にむけての機運が高まり、政府と損害保険業界で制度検討した結果、1966年5月に「地震保険に関する法律」が制定され家計地震保険制度が創設された。制度の根幹は国の関与である。民間損害保険会社が契約した地震保険を国が再保険することにより、地震保険が成り立つよう設計されたものである。

具体的には、損害保険会社が契約した地震保険全額について日本地震再保険株式会社（民間損害保険会社が設立した再保険会社）が再保険し、その一定割合を損害保険会社および政府（地震再保険特別会計）に再々保険することにより、再保険スキームに定めた責任負担が確定され、民間損害保険会社の責任負担額を一定限度に抑えることができる。

1回の地震等により支払われる保険金総額（上限）は5兆5,000億円とされており、その責任限度額は現状（2011年5月2日改定後）において、日本地震再保険（株）5,364.5億円、損害保険会社1,880億円、政府4兆7,755.5億円とされている。

5 農林中央金庫（農林中金）

農林中金は、震災発生直後の緊急時対応、復興にむけての金融支援、被災JA・JFに係る経営支援（被災地におけるJAバンク（農協信用事業）・JFマリンバンク（漁協信用事業）の金融機能の安定的提供が目的）に注力してきている。

以下において、そのうち農協系統にかかる取組みを紹介する。

(1) 緊急時対応

a 被災利用者支援センター

東日本大震災の発生直後に、被災地域のうち特に原発事故に伴い多くの避難者が出た福島地域の機能を代行するため、3月16日に東京都千代田区の農林中金本店内に「JAビル被災利用者支援センター」が設置

され、^(注1) 県またぎの便宜的貯払いの受付を開始した。また、翌3月17日には総括的な利用者相談窓口（JAバンク震災被災者サポートダイヤル）を設けるとともに、3月22日には口座事故登録（出金停止処理等）の事務処理も開始した。さらに4月中旬より特定被災JA（JAふたば・JAそうま）を対象に、「キャッシュカード・通帳の新規・再発行」の取扱いを開始している。

これらの対応により、通帳・印鑑・キャッシュカードを喪失し、遠方へ避難した被災者の緊急のニーズに応えることができ、また、事故登録や貸出金償還猶予についての相談対応により利用者の安心感につながったと評価されよう。

なお、「JAビル被災利用者支援センター」には、ピーク時に一日あたり約180件の依頼が寄せられた。農林中金ではこれに対応するため、各支店から当該業務習熟者を招

集し、ピーク時80名体制で処理にあたった。

【注1】「県またぎの便宜的貯払い」とは、他県へ避難したJAの利用者が、避難先の未取引JAの窓口で貯金の払い戻しを受けることを可能とした取扱い。キャッシュカードや通帳・取引印を喪失した利用者でも、避難先（全国各県）のJAで本人確認のレベルに応じて貯金を引き出せる。利用者の口座は取引のあるJAで管理されているが、全国のJAの信用事業は農林中金が運営するJASTEMシステムを利用しており、農林中金における緊急措置としてJA口座からの払い出し処理等が可能である。避難先（北海道から沖縄に及ぶ）のJA・信連との連携により実現可能となった。

なお、福島県内での「JAまたぎ」（取引JAとは異なる県内JAからの貯金払い戻し等）については農林中金福島支店で受付、処理を実行した。

b 緊急的な金融支援策

さらに、東日本大震災による被害を受けている農業者の農業経営の継続のための緊急的な金融支援策として、JAが貸し付ける農業資金に対して、借入者の金利負担が無利子となるような利子補給等を実施することとした。

【農業資金にかかる利子補給・利子助成の概要】

実施主体：農林中央金庫

目的

：震災により被災した農家の農業経営の継続に向けて、借入金の利息負担の軽減を図るもの

対象者

：今回の地震・津波による被害・原発事故による避難指示・出荷停止・風評被害の影響を受けた農業者

助成対象資金

：JAが貸し付ける農業資金

対象融資残高：2,500億円

対象期間：原則3年

借入者金利

：行政および県内JAグループの利子補給等と併せて、農林中央金庫がJAの融資に対して利子補給することで無利息を目指す

2011年9月末までの実績は件数で1,523件、金額40億円となっている。補正予算で補助事業や手厚い制度資金が用意されたことなどから、利子補給等の対象資金は制度資金の補完的位置づけとして活用されているものとみられる。当総研が実施した被災地調査においても、この期間においては農地の復旧が進まず、土地利用計画の策定も遅れていたことから、復興投資が本格化せず資金需要が乏しかったことがうかがえる。

(2) 復興支援プログラム

a 概要

緊急時対応に加え、「農林水産業の復興を全力かつ多面的に支援するために」として、4月28日に、「復興支援プログラム」の創設を決定した。このプログラムは複数年（4年程度）にわたって実施され、その間の事業規模は1兆円、農林中金の支援額を300億円と想定している。

このプログラムは「農林水産業者に対する金融支援プログラム」と「会員組織に対する事業・経営支援プログラム」からなっており、創設にあたって農林中金は金融支援プログラムに関して「今後は、復興・再

第4表 復興支援プログラムの概要

| | 対象者 | 内容 |
|--------------|---------|---|
| 金融支援プログラム | 農林水産業者等 | 金融対応(利子補給、復興再生ローン(低利融資)等) |
| 事業・経営支援プログラム | 会員組織 | 事業復旧(店舗、ATM、端末等のインフラ復旧支援) 経営対策(会員の経営基盤強化のための支援等) |

出典 「農林中金プレスリリース「復興支援プログラムの創設について」2011.4.28」から作成

構築対応として、本格復興のための長期低利資金の創設、経営基盤を一層強固にするための資本提供スキームの構築等を検討]するとした。

b 東北農林水産業応援ファンド

復興支援プログラムの創設にあたって表明していた資本提供スキームとして、東北農林水産業応援ファンドが整備された（取扱開始は12年2月中旬）。このファンドは、アグリビジネス投資育成株式会社（以下「アグリ社」という^(注2)）と連携して構築した、被災地農林水産業法人向けの資本供与手段である。

その概要は、アグリ社が自己勘定信託で農林水産業法人へ出資し、JAバンクアグリ・エコサポート基金^(注3)が自己信託の信託受益権をアグリ社から購入する、というものである。50億円を予定しており、1先あたり30百万円程度を上限とするが、地域農林水産業の中心として大規模化を目指す法人に向けては、個別に柔軟な対応も想定している。

(注2) アグリ社は、02年に農林漁業金融公庫（現日本政策金融公庫）とJAグループが出資して設立された、日本で唯一、農業生産法人にも投資を行える会社である。

(注3) JAバンクアグリサポート事業の実施主体として07年に設立。基金は農林中金が100%拠出し、利子助成事業、投資事業、新規就農応援事業、食農教育応援事業を行っている。

(3) 被災JAに係る経営支援

被災地における農業と農村地域の復旧・復興には、農業者および地域住民の協同組織であるJAの機能発揮が必要であり、復

興の担い手としての期待も大きい。このため、JAバンクとして、被災者・被災地域に対してJAバンクの金融機能を安定的に供給すると同時に、被災JAの資金流動性と健全性の維持確保およびJAバンク全体の信用秩序維持に万全を期すこととし以下の取組みが行われた。

a 信用事業再編強化法の改正

東日本大震災により未曾有の被害を受けた被災地域において、金融機能を維持・強化するとともに、貯金者に安心感を与える枠組みを設けることが不可欠との観点から、系統は政府に対し、貯金保険制度の財源を破綻未然防止段階から活用できるよう要請してきた。これを受け、政府は信用事業再編強化法の改正案を6月3日に国会に提出、7月15日に衆議院、7月27日に参議院において可決成立した。これに先立ち、信金・信組については、破綻前の予防的措置として預金保険制度の財源を活用できるようにした金融機能強化法改正が6月22日に成立している。

信用事業再編強化法の主な改正事項は、次のとおりである。

- ① 被災農漁協等の自己資本の強化のために、被災農漁協に対し、農水産業協同組合貯金保険機構と指定支援法人（JAバンク支援協会・JFマリンバンク支援協会）から一体的に資本増強を実施することができるようにしたこと
- ② 資本増強に際しては大震災が要因であることから、経営責任・収益性の目標を

求めないこと

③ 対象農漁協等は、農林中金と信用事業指導契約を締結し、経営改善を目指すこと

④ 仮に、将来、事業再構築に伴う損失処理が必要となる場合には貯金保険機構の資金を活用することができるようにしたこと

具体的には、農林中金から指定支援法人への要請に基づき、指定支援法人は被災農漁協に優先出資等により資本注入を実施する。そして、この優先出資等の一部（優先出資等の総額のうち50億円以下の金額に10分の8を乗じて計算した金額と50億円を超える金額に10分の9を乗じて計算した金額との合計額を目安とする）を貯金保険機構が取得する。貯金保険機構が取得するための原資は農林中金等金融機関からの借入れにより調達し震災特例勘定として一般勘定から独立して管理されるが、将来損失処理が必要になる場合は、損失相当分を一般勘定から補填することになる。

b JAバンク基本方針の変更

改正された信用事業再編強化法に基づく政府の制度を有効に活用するため、2011年9月16日開催の農林中金臨時総代会においてJAバンク基本方針を変更し、JAバンクとしての震災特例支援の枠組みを整備した。主な変更点は次の4点である。

① 東日本大震災の被災組合に対し、破綻未然防止の観点から平成23年度以降、貯金保険と系統が分担して厚めの資本注入

ができるようにする。

② 資本注入を受けた組合は、自力改善が可能であれば資本を自力で返済する。被害の甚大さから自力での返済が困難と認められる組合に対しては、再編強化法に定める信用事業再構築（合併・事業譲渡・第三者支援）を行う際に、貯金保険と系統が分担して資金贈与を行うことができるものとする。

③ これに加えて、被災後の事業基盤等を踏まえ、県域全体の組織再編により事業の効率化や経営体質の強化を図る場合には、こうした組織再編に参画する資本注入組合に対し、系統単独による資金贈与を併せて行い、当該組合の組合員の出資金について、震災前の水準まで回復することができるものとする。

④ こうした枠組みを確実に機能させていくため、全中・全農・全共連等と連携のうえ、県域の取組みの進捗について指導・管理する枠組みを整理する。

c 被災JAの資本増強

信用事業再編強化法の改正およびJAバンク基本方針の変更により震災特例支援の枠組みが整備されたことから、被災地において多大な損失を被った一部JAは震災特例支援を申請することとなった。

2月10日現在で決定されている特例支援によるJAの優先出資の概要は、以下（第5表）のとおりである。

なお、岩手県や福島県と同様に甚大な被害を蒙った宮城県の複数のJAについての

第5表 優先出資の概要

(単位 百万円, 千口)

| | 大船渡市 農業協同組合 | そうま 農業協同組合 | ふたば 農業協同組合 |
|--------------|----------------|---------------|---------------|
| 種類 | 社債型非累積的永久優先出資 | | |
| 優先出資発行総額 | 10,790 | 9,900 | 9,660 |
| (貯金保険機構の保有額) | (9,211) | (8,409) | (8,194) |
| (支援協会の保有額) | (1,579) | (1,491) | (1,466) |
| 発行口数 | 10,790 | 3,300 | 9,660 |
| 配当率 | 0.32% | 0.32% | 0.32% |
| 優先出資の払込期日 | 平成24年2月24日 | 平成24年2月24日 | 平成24年2月24日 |

出典 農林中金プレスリリース「再編強化法に基づく貯金保険機構による優先出資の買取り決定について」2012.2.2

支援も実施される見込みである。

おわりに

以上、JAグループと、全中、全農、JA共済連、農林中金の3月11日以降の取組みを概観した。紙幅の関係で、ここで紹介しきれなかった機関の活動も、大きな貢献を果たしている。

当総研も継続的な復旧・復興調査や、農林漁業協同組合の復興への取組みを将来にわたって記録しつづけていく「東日本大震災アーカイブズ」(新たなホームページ)の開設等を通じ、微力ながら系統機関の取組みをサポートし続けたいと考えている。

復旧・復興の道程は長く困難なものとな

ることが予想されるが、今後も協同組合組織の地道な支援活動と、被災地域の実状を反映した主体的な復興への関与の継続が期待される。東日本大震災被災地域の一日も早い復旧・復興を願ってやまない。

<参考資料>

- ・2011日本地震再保険の現状 (11年7月)
<http://www.nihonjishin.co.jp/disclosure/2011/disclosure.pdf>
- ・内閣府 地震再保険特別会計の概要
<http://www.cao.go.jp/sasshin/shiwake3/details/pdf/1030/haifushiryo/A19-02.pdf>
- ・JA共済連ディスクロージャー誌
- ・社団法人日本損害保険協会ホームページ
<http://www.sonpo.or.jp/>
- ・JA全中「月刊JA」(2011.7 2011.8)

(おかやま のぶお)



〈参考資料〉東日本大震災の復旧・復興対策および原発事故に関する第3次要請（概要）

I 東日本大震災の復旧・復興対策

1. 活力ある農業・地域づくりに向けた国等による体制強化と基盤整備の実施

規模拡大や施設園芸への転換など活力ある農業づくりを進めながら、壊滅的な被害を受けた農業者が円滑かつ万全に営農再開できるようにするためには、個人・団体の力と地域内の協議による調整だけでは復旧が困難または相当時間がかかることから、国による抜本的な対策を措置すること。

具体的には、3年以内の営農再開に向け、国等による被災地の復興の推進体制を早期に強化したうえで、ヘドロ除去の強化など復旧事業と復興計画策定の加速化を図るとともに、新たな法整備のもと、国や公的機関による農地の一時買上げ等により、早期に農地・施設等の総合的な整備等を行うこと。

- ① 瓦礫処理、ヘドロ除去対策など復旧事業の拡充
- ② 農業集落排水施設、防災堤防、防風林、JA等の共同利用施設等の復旧支援の拡充、事業の加速化
- ③ 国等による復旧困難農地の早期買上げ
- ④ 国等による復旧可能農地や代替地の一時買上げまたは長期借上げ
- ⑤ 国等による復旧可能農地及び付帯施設等の総合的な基盤整備
- ⑥ 総合的な整備を進めるための事業の拡充
- ⑦ 代替農地の取得や土地の再編等に伴う税制の特例措置
- ⑧ 農地集積などを含む土地利用計画の策定・実践や権利調整等を担う公社等の機関の整備

2. 雇用対策と所得補償等

営農再開の本格化までに相当な時間を要するなかで、被災者の営農意欲と所得を確保するため、JA等で被災農業者を雇用する場合の支援の創設や、被災農家経営再開支援事業の複数年化・予算拡充など、雇用対策と中長期的な被災農業者の所得補償を講じること。

- ① JAや公社、農業法人等が被災農業者を雇用し、復旧・整備の作業や営農再開した農業者への農作業支援、施設園芸等に係る経営・技術研修等を行った場合に、賃金の全額および事務費等を補助する雇用対策の創設
- ② JA出資法人や農業者等が雇用する場合、行政で労災保険の加入等の支援を行うこと
- ③ 被災農家経営再開支援事業の充実
- ④ 復旧できても、排水等の関係で通常の営農ができない場合への所得補償の創設
- ⑤ 地産地消や6次産業化、再生エネルギーの活用のなかで被災農業者を雇用する仕組みの創設と、そのもとでの雇用（賃金）支援を措置すること
- ⑥ 雇用創出対策の拡充・強化に加え、民営職業紹介事業等を活用した雇用調整の強化を図ること

3. 農業機械等の共同整備・利用の促進

被災農業者の営農再開に向けた初期投資負担の軽減をはかるため、現行では1/2となっている補助率の嵩上げ、被災地の農業および品目毎の営農実態にきめ細かく配慮した要件の緩和、事業の複数年化等により、農業機械・施設等の共同利用事業を抜本的に充実すること。

また、こうしたJAや集落営農等による共同利用等を進めるため、県等の基金から事業者負担分を借り入れる仕組みを創設すること。

- ① 東日本大震災農業生産対策交付金の実態を踏まえた充実
- ② 被災した椎茸栽培の復旧・復興に対して、東日本大震災農業生産対策交付金と同様の支援策を措置すること
- ③ 復興基金の創設とその基金からJAなどが無利子で借り入れられる仕組みの創設
- ④ 同事業により整備する機械等の税制特例の措置（固定資産税、登録免許税、印紙税の免除）

4. 実態を踏まえた二重債務問題の解消

復興の足かせになっている二重債務問題は、農業の実態等を踏まえたあらゆる抜本的な対策を措置するとともに、新法の早期成立と対策の全体像の早期具体化を図り、その解消を図ること。

特に、公的な機構による既往債務の買上げにあたっては、農業の実態をふまえ、再生計画期間の長期化、担保となっている被災農地の買取り等を行うとともに、国等による公的な機構に対する損失補てんなど二重債務対策における国の対応を強化すること。

<支援体制等>

- ① 二重債務対策の全体像の早期提示、一体的実施。新法の早期成立。
- ② 支援・相談窓口は、省庁ごとの対策それぞれの整備ではなく、被災農業者の営農再開に向けた一元的な体制として整備
- ③ 二重債務対策を含む、被災農業者の営農再開支援に取り組むJA等の相談・支援体制の強化に向けた支援

<既往債務対策>

- ④ 公的な機構による既往債務の買上げと超長期の無利子による棚上げ
 - ア. 機構には、農業経営・金融の専門家を配置
 - イ. 復興事業期間終了時の口スは、国の責任で対応
 - ウ. 棚上げ債務を資本認定
 - エ. 再生計画期間は、復興に時間が相当要することを踏まえ設定
 - オ. 担保に入っている農地の買取り等（ただし、被災農業者に長期利用計画に基づく利用権を設定）
 - カ. 被災農業者の債務を一括して棚上げ
- ⑤ 負債整理資金の拡充（据置・返済期間の延長、対象農業者の緩和等）

- ⑥ 民間金融機関が独自で債権の棚上げをする場合、棚上げ期間の利子相当額の助成
- ⑦ 保証付き債務の代位弁済財源の補填等
- ⑧ 税制の特例措置

<新規債務対策>

- ⑨ 共同利用事業の拡充
- ⑩ 新規債務に対する保険割合の引上げ
- ⑪ 無利子、無担保、無保証、長期返済据置・猶予が可能な公的融資制度の創設

<その他>

- ⑫ 被災者生活再建支援事業の支援水準の引上げ（現行300万円）
- ⑬ 二重債務対策としての住宅ローンの創設（民間金融機関でも対応可能な仕組みとすること）

5. 地域農業の復興の核となるJA等の復興・再建

被災地域のJAでは、自らが相当な被害を受けているものの、地域農業・経済の核として、被災地の活力ある農業・地域づくりに向けた復興の取組みの中心的な役割を担うためにも、被災JAへの施設の復旧支援の強化や、復興体制の支援を行うこと。

特に、施設の復旧・整備にあたっては、災害復旧事業並みの高率な補助により、残余価額ではなく再取得価格を基準に、原型復旧以外の共同利用施設の整備や、地域経済の核となるJA固有の施設の整備を行うこと。

- ① 共同利用施設の新たな整備の災害復旧事業の対象化
- ② 災害復旧事業の補助の見直し（再取得価格を基準とすること）
- ③ 地域の復興計画等に位置づけられたJA等の施設・店舗等の事業用資産（共同利用施設以外も含む）を災害復旧事業並みの補助による整備
- ④ 被災した店舗等を統合・廃止せず、地域のライフラインとして復旧させる場合に設計・運営上の特例を措置（例：ミニSS等）
- ⑤ 二重債務対策を含む、被災農業者の営農再開支援に取り組むJA等の相談・支援体制の強化に向けた支援
- ⑥ 復旧・復興に関する補助事業を早急かつ積極的に活用するため、その事務を担っているJA等に対し支援すること（事務の簡素化を含む）
- ⑦ 復興支援等に取り組む被災JAに対する税制上の特例措置（固定資産税の減免、滅失した契約書の復元に関わる印紙税の免除）

6. 地域・集落ごとの農業復興に向けた基金の創設等による支援

被災した地域では、被災地の復興や我が国の農業のモデルとなるような、大規模化や施設園

芸団地の整備など活力ある農業づくりを一部の地区で先行的に実施しようとしている。こうした被災地の発展的な復興の取組みを支援するため、地域毎の特色・計画に柔軟かつ万全に対応できるモデル事業等を措置すること。

- ① 地域・集落にとって使い勝手のよい基金・交付金の創設
- ② 農地等の災害復旧事業等において、原型復旧だけでなく、復興に向けた取組みも同時に実施すること

7. 災害に強い農業生産、食料供給・農村づくりに向けた体制の確立

震災発生後に支障の出た食料安定供給等を踏まえ、被災地以外でも減災対策を推進するとともに、生産資材や食料の安定供給体制を整備すること。

なお、再生エネルギー活用を含め、コスト増となる部分については、食料安定供給や地域の再生を図る観点から、国による十分な支援を行うこと。

- ① 全国的な防災施設など農業生産インフラの再整備の支援
- ② 食料・生産資材の安定供給体制の再構築
- ③ 地域内での再生エネルギー生産・活用の支援

II 原発事故対策

1. 安全・安心な牛肉流通の確保等

政府は、7月26日に緊急の対応策を示し、さらに8月5日の拡充策を公表したが、生産現場の不安は払しょくされていないため、万全な安全安心確保対策および被災農家の経営対策を直ちに実施すること。

- (1) 全頭検査等による安全管理体制の構築
- (2) 汚染された牛肉の買上げ等による市場隔離と処分
- (3) 肉用牛農家等への経営安定に向けた支援の拡充等
- (4) 十分な稲わら等の確保・供給に向けた支援の実施
- (5) 汚染稲わら、たい肥等の廃棄等

2. 放射性物質検査にともなう米の円滑な流通対策の構築

放射性物質検査に伴う米の円滑な流通に向けた対応策を講じるため、国の統一した検査結果の公表・取扱方針と、副産物である「米ぬか」等への加工係数を早急に明らかにし、流通が困難な玄米は、政府買入の検討を含め、国の責任による処理スキームを構築すること。

また、加工係数が明らかになるまでは、検査済み玄米の区分管理を指導するなど、流通に混乱を招かないよう万全を期すこと。

3. 適切な放射性物質検査の実施

米をはじめ、これから収穫される農産物および加工食品の放射性物質検査については、国の責任において、品目毎の生産・製造特性や摂取方法に即した検査方法と基準値を設定のうえ、早急に検査体制を整備し、農業者ならびに消費者への周知徹底をはかること。

不足している検査機器・要員等については、早急に増強を図ること。

4. 原発事故の損害に対する東京電力及び国による迅速かつ万全な損害賠償

「機構支援法」ならびに「仮払い・基金法」が成立したなかで、早急に仮払いや本払いを実施し、万全の賠償が早期に行われるよう徹底した措置を講じること。

- (1) 「中間指針」に示された損害の早期賠償
- (2) すべての損害の早期賠償
- (3) JA等への賠償
- (4) 損害賠償金に対する税制特例の措置

5. 国の特別措置法等による原発被害地域の万全な復興

営農再開や経営・事業の安定を含め、原発被害地域の復興には、相当な時間等を要することが想定されることから、国の責任において、農地の除染や基盤整備、雇用対策など、地域の復興に向けて、特別措置法に基づき、万全な対策を長期的に講ずること。

- (1) 除染の実施
- (2) 国による避難区域等の復興支援

6. 風評被害の防止と大々的な消費拡大対策

消費者、流通・小売業者等にたいして、放射性物質に関する正しい理解を促進するとともに、官民一体となった大々的な農畜産物の消費拡大・価格浮揚対策を講じること。

また、科学的根拠なく、輸入禁止・検査強化の措置を講じている海外政府に対して、早期の措置撤廃と日本食の信頼回復について全力を挙げて取り組むこと。